

令和元年第12回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月25日(水) 開会 午前 9時15分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 加藤博司

会長代理 6番 久保田勝

委員 1番 加藤敏夫 2番 中島敦夫 3番 友野秀一

4番 増田恒治 5番 齋木雅美 7番 細渕汎子

8番 中村 亨 9番 池谷昭二 10番 宮岡幸江

11番 吉川光彦

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番 齋木雅美 6番 久保田勝

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

報告第1号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 貫井典扶 太間雅嗣

法師 励 吉田竹雄 岩田 茂

中村義男

田嶋正明

平塚尚吾

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 任 高山 大樹

9. その他の出席者

環境経済部長 長谷川 功

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名です。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第12回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席、遅刻の届け出はありません。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番、齋木雅美委員、6番、久保田勝委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第2号1番及び議案第3号2番は、4番、増田恒治委員が、議案第5号5番は岩田茂農地利用最適化推進委員が、当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

担当、3番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員3番（友野秀一君）

3番、友野です。議案第1号、1、当事者、土地の表示、申請理由、摘要の順で読み上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇、〇〇、〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、中神中狭山〇〇〇—〇、畑、1、937平方メートル、二本木東狭山〇〇〇、畑、4、354平方メートル、計6、291平方メートル。申請の理由、受人は、渡人の農業後継者として、農地の贈与を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自181アール。

先日の12月17日に〇〇さんより聞き取り調査を行いました。受人の〇〇〇さんは、

〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇、〇〇さんが保有している圃場の全ての管理を既に行っております。入間市内にある圃場は全て適正に耕作されており、周囲の畑にも迷惑になるようなことがなく、今後所有権の移転後も同様に管理作業を実施されるということです。圃場の作付予定としては、陸稲、芋類、根菜類などが予定されております。所有する農作業用機械は、トラクター1台、耕運機3台、軽トラック1台、大型芋掘り機を所有しており、所有権移転後も何ら問題ないものと思われまますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案1号の1番については、渡人の農業後継者として、〇〇〇〇〇へ農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。友野委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は181アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、2筆とも野菜畑などであり、許可後も野菜畑などとして利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

た、農地取得後は根菜類の栽培を行うとのこと。〇〇さんが申請地を耕作していくことに問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と現地を確認いたしまして、問題ないと思われしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の2番については、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。池谷委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は79アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在肥培管理された畑ですが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、3番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員3番(友野秀一君)

3番、友野です。1号の3番を読み上げます。

譲受人、〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇—〇—〇〇、〇—
〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、二本木社後〇〇〇、畑、280平方メートル。申
請の理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、
自198アールです。

引き続きご説明します。先般、12月18日に譲受人の〇〇〇〇さんに話を伺いました。
〇〇さんは主に植木づくりを行っている農家で、当該の農地の南側には既に所有する植木の
植栽されている圃場があり、大変きれいに管理されております。ほかに所有する農地のほと
んどは地元の〇〇〇〇にあり、全て自作農地であります。〇〇〇農業委員会より耕作証明も
交付されております。農機具類としては、トラクター2台、耕運機2台、軽トラック2台、
ユンボ3台を所有しております。今後購入される圃場には、隣接の圃場同様に苗木を作付す
る予定で、当圃場は常に雑草がある畑でしたが、今後適正管理されるものと思われまので、
周囲の農地にとっても大変に助かると思います。

以上、所有権移転に関しご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありまし
たらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(中村義男君)

友野委員の説明のとおりで、問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の3番については、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。友野委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は201アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在肥培管理された畑でございますが、許可後は苗木畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われれます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたしますが、1番と次の3ページの議案である議案第3号 農地法第5条の規定に

よる許可申請の意見具申についての2番の議題とは関連がございますので、一括審議をさせていただきますと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番と議案第3号の2番を一括議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、4番、増田恒治委員には当該議案の審議終了まで退席をお願いします。

(4番 増田恒治委員退席)

○議長

それでは、続けます。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(久保田 勝君)

6番、久保田勝です。議案第2号、1番についてご説明申し上げます。

当事者、〇〇〇—〇〇—〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。鍵山3丁目〇〇〇—〇、畑、266。申請理由、申請人は、〇〇を営んでおり、申請地の北側にて茶を栽培しているが、作業効率を上げるため、茶畑を管理するための通路及び農業機械置場を設置すべく申請する。摘要、営農通路、農機具・機材置場。

議案第3号、2番について申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇—〇〇—〇〇、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇—〇〇、〇〇、〇〇〇〇。鍵山3丁目〇〇〇—〇、畑、301。受人は、農業を営んでおり、申請地の北側にて茶を栽培しているが、作業効率を上げるため、茶畑への進入通路及び農業機械置場を設置すべく申請する。営農通路、農機具・機材置場。

理由書が来ていますので、読み上げます。

私は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で長きに亘り茶の栽培・加工販売を生業としております。現在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、同所〇〇〇番〇の所有地で〇〇〇〇しており、茶畑への進入には北側市道を利用していますが、幅員が狭いうえ河川に近く重機を下すこと以前に往来にも支障をきたしている状況です。

今回申請地が接する南側市道は、幅員が6メートルありますが、西側には中学校があり朝夕は生徒の往来があります。また航空自衛隊の水源地や住宅もあり、車両の往来も多いため、

南側市道での大型重機の積み下ろしは危険です。その為、許可後には5条申請地において大型重機の積み下ろしを図り、その奥に農機具等を置き〇〇〇〇を行います。また4条申請地への出入りも必要であり、積み下ろしのスペースの脇も行き来するスペースが必要なため、7メートルの幅員を要すものです。

現在パワーショベル等農業機械は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇に所在する製茶工場敷地に保管しておりますが、耕作している茶園が複数箇所ありまして作業効率を上げるためできるだけ耕作する場所に近いところに必要があります。

同時申請農地法第4条申請地（自己所有地）はあくまでも茶畑管理の通路として計画しておりますが、但し繁忙期（手摘みの時のみ）には、今まで〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇に駐車していた〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場を確保し、今後は近隣へ迷惑かからない形で利用いたします。それ以外の時期は茶畑管理のための農業機械置場として利用いたします。農業機械置場とするのは、先ほど申し上げたとおり、耕作している茶園が複数箇所ありまして、作業効率を上げるためできるだけ耕作する場所に近いところに必要があるためです。

抛って、農地法第4条第5条の許可ありたる後は、茶園への出入りは南側道路を専ら利用致しますということです。

7メートルの農機具置場及び進入通路を設置の申請で、計画では南側道路から進入、その脇に農機具を置くとなっております。事務局が機械の置場の案内図を用意してくれまして、裏面と表面に、資料1のほうはお茶がないときの置場で、資料2が裏側が〇〇〇〇〇〇〇〇の車を置くときの配置図となっております。

22日に豊岡地区推進委員の山畑委員と現地確認と、〇〇さんの〇〇から話を伺ってまいりました。申請地は黒須中学校の東側になります。南側と東側は住宅となっております、隣接する農地は渡人の農地と〇〇さんの農地で、譲渡人の方はこの計画を了承しているとのことでした。〇〇〇—〇の東側については駐車場となっております、この資材置場は再生砕石を敷く計画となっております。周辺農地への影響も少ないと思われます。〇〇さんは〇〇〇で茶工場を営み、約2町5反の畑を管理されております。さきの案内図のようにトラクターとかバックホー、あと生葉輸送コンテナを運ぶトラックとかを置く計画となっております。特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

今、久保田委員が申し上げたとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の1番及び議案第3号の2番については、自己の農地へ農業機械を入れるための通路及び農作業に必要な農業機械の置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第4条及び第5条許可申請における許可検討事項について説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地取得費、造成費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございました。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

ここで、4番、増田恒治委員の退席を解除いたします。

(4番 増田恒治委員復席)

○議長

それでは、再開します。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(久保田 勝君)

6番、久保田勝です。1番についてご説明申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇、外1名。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。小谷田上原〇〇〇—〇〇、畑、362、同じく〇〇〇—〇〇、畑、24、計386平方メートル。申請理由、受人は、現在、〇〇〇〇に居住しているが、手狭となったことから、〇〇〇〇〇〇へ自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(109.10平方メートル)。

理由書を読み上げます。

現在私は、〇〇〇〇にて自分と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で生活をしておりますが、家財道具や子供のおもちゃ等が増え、何かと手狭で不便な為、自己用住宅の建築を考えました。

私は土地・建物を所有しておらず、将来子供の成長を考えるといつまでも〇〇〇〇に住むのもままなりません。

そこで、家族に相談したところ、〇〇〇番〇〇の土地については〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇番〇〇の土地については〇〇〇〇〇〇〇自己用住宅を建築する事に皆の快諾を得ることができました。

この土地を選定したのは、前面道路も広く便利だからです。また、水道や排水先も確保できるため選びました。

土地の面積は、住宅を建築し、カースペースを2台以上確保でき、南側で物干し場等が確保出来る為、今回の申請地に決めました。

建物については、私たち家族3人が普通に生活出来る居住空間を確保して、建築物の規模を決定しました。

土地については〇〇〇〇なので、子供の面倒を見てもらえるのと将来の親の介護も出来るので、この土地を選びました。

以上の様な理由から、今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請を致しますので、御許可の程、何卒宜しく御願ひ致します。

ということで、22日に貫井推進委員と現地を確認してまいりました。申請地は入間スイミングスクールの北200メートルくらいのところで、お茶屋さんの〇〇〇さんの道を挟んだ少し南側になります。現在はお茶を台刈りして、少し伸びている状態でした。南側と西側は住宅地、北側と東側は茶畑となっております。隣接する2名の所有者は親戚の方に当たる人で、北側の所有者の方は、22日に貫井推進委員と一緒にいったところ、この計画を了承しているということでありました。東側の農地の所有者の方は、事務局に聞いてもらったところ、了解を得ているとのことでした。ここであれば、周辺農地への影響も少なく、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、貫井典扶委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

久保田委員の説明のとおり特に問題はないかと思われしますので、よろしくご審議お願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当、11番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員11番(吉川光彦君)

11番、吉川です。

3番、当事者、譲受人、○○○○○○○○—○○—○、○○○○○○○、○○○○○○○○○
○○○○。譲渡人、○○○○○○○—○、○○、○○○○。土地の表示、地名、宮寺三本桜、
地番、○○○○—○、地目、畑、面積、985平方メートル。申請理由、受人は、○○○○
○○を営んでいるが、事業の拡大のため、申請地へ○○○○○工場を建築すべく申請する。
摘要、○○○○○工場(199.00平方メートル)。

理由書が出ておりますので、読み上げます。

私共の会社は、平成4年に○○○○○○○として開業し、○○○○○に本社と○○○○○に営業
所を構えて、業績も着実に伸びています。今回の計画地の条件として国道16号線及び入間
インター周辺で、道路の幅員が6m以上あること、上下水道が整備されている場所、面積が
600～1000㎡程度として探しておりました。

そしてこの場所は国道16号線に近接しており、道路も6m及び排水も確保できる住宅も
多く存在している既存の集落内にあり、○○○○○○○を計画するには最適な場所と考えま
した。また、当社は24時間対応ができる○○○○○○○ですので、現在も入間市からの修
理等の依頼を受けておりますし、○○○も入間市○○○○○○○○○○○計画に際し管理者
として任せることができる人材であり、ぜひこの機会に○○○○○○○を実施するにはふさ
わしい環境になりましたので、本計画を決定いたしました。

24時間緊急対応ができますので、いつでもどんな時でも○○○できますので、近隣の方々も

安心して〇〇〇〇〇〇が過ごせることとなると考えております。

当社は、他の業者が所有していない特殊な車両を有しており、事故や地元の警察署からの依頼で車両を貸し出すことがありますので、入間市に営業するようになれば狭山警察署や他では対応できない〇〇〇〇〇〇が可能となりますので、地域に貢献できるものと考えております。

また事業実現にあたっては、周辺農地への配慮を最重要に考えていくつもりであります。

こういう理由書でございます。

場所は、案内図のとおり国道16号の二本木の北交差点から70メートルぐらい南に下ったところでございます。12月21日、岩田推進委員と現地の確認をいたしてまいりました。議案第3号3番の資料がついておりますが、こちらをご参照いただきたいと思います。東側に〇〇〇〇の予定をして、道路沿いのほうには駐車場等が整備される予定であります。周辺であります。南側は住宅、それからその住宅の東側が農地、それから東側の狭いところも農地、それから北側のほうは空き家等が出ております。この〇〇〇〇—〇は現在休耕地でありまして、常に雑草が茂っておりましたが、本件使用いたしましても、周辺に大きな支障が生じるとは考えられないというふうに判断できるかと存じます。また、周辺農地への影響も十分配慮されるということで、影響も少ないものと考えております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、岩田茂委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

別に問題ないかと思われますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第3号の3番については、〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が〇〇〇〇〇工場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法においては、同法第34条第1号に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。
申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請による事業の目的を達成することができると認められない」に該当いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地取得費、建築工事費等の経費を○○○○○○○○により賄う計画となっており、○○○○○○○が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(会長、済みません。ちょっと言い直しがありまして。の声)

○議長

はい。

○農業委員 11番 (吉川光彦君)

代替地の検討の状況であります。○○○○○○○○○に所在する1, 249平米の土地、それから○○○○○○○○○に所在いたします2, 111平米の土地、それから○○○○○のところの○○○○○○○○○○○○○○○に所在する808平米、この3件について本件以外の候補地の検討をしたという過程があります。それぞれ地権者との条件が折り合わなかった、広さに問題があった、こういったところで今回の○○○○○のほうを候補地としたということでございます。

大変失礼いたしました。よろしく申し上げます。

○議長

今の説明を含めてご質疑ありましたら。

はい、どうぞ。

○農業委員 10 番（宮岡幸江君）

ここの別紙の資料の下のほうに、特記で結構オイル漏れというか、油のことに関しての注釈がここにありますがけれども、これってこの地図のほうの下は農地、南側は農地ですか、このところ。

○農業委員 11 番（吉川光彦君）

そこは農地です。

○農業委員 10 番（宮岡幸江君）

農地ですね。そして、どうも地形的にはちょっと高いところかしら。浸透をもししたならば、下の畑への影響とか、これだけ事業主が油のことを気にしているということは、オイルに関しての本当に漏れないのかどうか。そこのところはちょっと心配かなと思うのですが、ここの確約というか、そういうことはとれているのでしょうか。

○議長

これは開発建築課のほうのオーケーをとってきているわけですよ。ちょっと説明していただけますか。

○事務局

済みません。資料の下のところ、特記事項にあるかと思いますが、油水分離槽を 2カ所に設置するということだと、用途が○○○○○工場のため、砕石舗装等によるオイル等にて土壌汚染をするおそれがあるので、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○については建物内に保管するなり、また鉄板敷き等の浸透対策をして保管するということになっていますので、基本的には敷地から外に出るような形にはならない形で対策を講ずるということで承知しております。

以上でございます。

○議長

これは車の台数によっては、オイルの量なんかも大分違うと思うのですが、それに見合う処理能力のあるものになっているのですか。検討している、これ。

○事務局

基本的には先ほど河西のほうが申しあげましたとおり、オイルとかそういうものの作業というのは建物の中でやりますので、その中の建物の経路はグリストラップ、油水分離槽のほうを2槽設けて、そこで油が流れないような形をとっております。ただ、○○○○○○○○○○○○は外に置く場合には鉄板を敷くとか、そういう対策をとるといような形で考えております。あと環境課のほうからも、一応○○○○○工場とか、そういうものは廃油が流出、浸透しないように維持に努めてくださいという意見はいただいております。

以上でございます。

○議長

ほかにご質問ありませんか。どうですか。

余分な話になりますけれども、農機具の修理なんかも○○○○○工場なんかもあるのですが、そこもオーケー出すにはかなり大変だったみたいです。ですから、例えば大きなヤンマーとかクボタとか、ああいったところでは町なかではなくて、結構畑の中にそういう修理工場があります。処理はちゃんとしているのだろうけれども、このように砕石ではなくて、全面コンクリート舗装になっていますけれども。

質問ないですか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございました。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、4番を議題といたします。

担当、7番、細渕汎子委員、説明をお願いします。

○農業委員7番(細渕汎子君)

7番、細渕汎子です。4番についてご説明申し上げます。

当事者、譲受人、○○○○○○—○○—○○、○○○○○○、(株)○。譲渡人、○○○○

○○○○○—○、○○、○○○○○、外1名。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に読み上げさせていただきます。宮寺宮ノ下○○○○—○○、畑、1，678、同じく宮ノ下○○○○—○○、畑、1，678、計3，356。申請理由、受人は、○○○○○○を営んでいるが、事業拡大のため、申請地へ○○○○○工場を移転し、あわせて県道等を通行する運転者等が休憩所として利用するための飲食店を建築すべく申請する。摘要、○○○○○工場（966.57平方メートル）、飲食店（135.00平方メートル）。

事業計画書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。一部抜粋して説明いたします。

申請の理由。弊社は、現在の事業所○○○○○○○○○○○○にて○○○○○○を営んでおります。

現在の事業所及び駐車場は全て○○○です。

設立以来の営業努力が実り、現在では月に○○○○○○○○○○○○を依頼頂いております。

業務拡大に伴い、○○○○○○○○○○、従業員の為の駐車場として事業所の他に3ヶ所借りているのですが、別添の資料のとおり全ての場所がいっぱいの状況であり、車両の入替の際に大変な時間・労力を費やさざるを得ない状況であり、駐車場の増設を計画し付近の不動産の方々に依頼をしているのですが、まとまった場所が見つからない状態であります。

大前提として、お預かりするのは、○○○○○○○○○○でありますので、防犯上、目の届く範囲で、且つ夜間はセキュリティを強化できるようにしたいと考えておりますので、現在の事業所では限界を感じていたため、現在の事業規模に見合った適地を探し、本申請地を紹介され本申請に係る計画を決断致しました。

場所の選定につきましては、国道16号線へのアクセス、現在の事業所からの近接、現在の事業規模に見合った大きさを優先に致しました。

本申請地につきましては、弊社の希望を全て満たせる上に、前面道路が県道であり、通行車両も多く、また、付近に住宅も存在いたします。現在の事業所の状況では常に車両があふれており、新規のお客様が入りにくい状況も改善でき、弊社としては、今まで培ってきた技術を活かし、前面県道の通行車両や付近住民の方々にも必要とされる○○○○○工場を目指し、さらなる業務拡大につながると確信しております。

また、県道に面した宅地については、ドライブインの建設も可能なので、前面通行車両の

休憩施設として利用しやすい飲食の提供できる店舗の併設も計画しております。このことにより更なる集客につながり、また、簡単な修理であれば、お客様に待つ頂くスペースとしても有効だと考えております。

弊社にとって現状の問題点の改善、更なる業務拡大、安定した経営につながる本申請であります。

また、本申請事業が実現できれば現在の事業所及び借りている駐車場については全て返却し計画地に移転する計画であります。

何卒よろしくお願い申し上げます。

今回の申請は、事業計画書のとおり、現在利用している〇〇〇〇〇工場が手狭であることから、移転を計画しているものです。案内図のとおり、申請地は県道所沢青梅線に面しており、周辺には農地や宅地が点在している箇所となります。23日の日に田嶋委員さんと現地確認をいたしました。今回の申請の敷地面積は3,356平方メートルありますが、建築面積966.57平方メートルの〇〇〇〇〇工場と37台分の駐車スペースを設ける計画であり、転用計画等に問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、田嶋正明委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

細渕委員の言うとおおり、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第3号の4番については、〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が、〇〇〇〇〇工場等を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、平成30年11月の農業委員会において、農業振

興地域整備計画の変更の意見について審議し、意見なしと市へ回答いたしました。その後、令和元年11月14日付で農用地区域から除外されております。

続きまして、都市計画法においては、同法第34条第1号及び第9号に合致し、開発許可相当と判断されております。

農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地を、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で一般国道又は、都道府県道の沿道の区域内に設置されるもの」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費、敷地造成費等の経費を〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

これはやっぱり油の処理はどうなっているのか。

○事務局

お手元のほうに図面がございます。こちらで図面に向かって右側のほうが〇〇〇〇〇工場、それと左側のほうが飲食店の店舗ということで、こちらの店舗のほうはほとんどがもともとの宅地の部分になります。こちらの中のほうにつきましては、建物の中で、ちょっと今確認しますので。

建物の中のほうは、基本的には出ないようなものになっておりますが、飲食店と〇〇〇〇〇工場の間に洗車スペースというところがありまして、そこにグリストラップというのがご

ございます。こちらのほうで、基本的には駐車場のほうにオイルの漏れたものは置かないということですので、あくまでも車は建物の中に入れて修理とかしますので、洗車したときの作業、その辺の油分が汚れる場合は、グリストラップのほうで処理をするような形となっております。

以上でございます。

○議長

これは除外のときにも出てきたものなのですからけれども、この前たしか道が狭いのどうのこうのという質問がありましたけれども、これでは広くなっていますよね。道がそのままでは狭いのではないかということで質問があったような気がしたのですけれども、2項道路になっているけれども、これは広くなるのですよね。

○事務局

道路後退する形で図面も計画されております。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

Dの399というやつですか。

○事務局

そうです。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

確かに狭いね。

○事務局

道路後退する形に……

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

セットバックして。

○事務局

はい、なっております。

○議長

どうですか、ご意見ありましたら。

ただ、これは今のグリストラップだけでわかるのかなという感じもするのですけれども、でも開発建築課のほうでちゃんと……

○事務局

基本的には油のほうはこの建屋内とかで処理して、外でやるというのは油の不法投棄とかにもなりますので、それはいけないことですので、基本的には中で処理します。中であれば雨もかかりませんので、そういったおそれは、故意に排水へ流すとかということがなければ、例えば漏れたら拭き取るとか、そういう形をとりますので、そういったおそれはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長

どうですか。いいですか、次に行ってしまうて。

(はい。の声)

○議長

質問なければ、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は、3,000平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として埼玉県農業会議への意見照会后、県に進達いたします。

次に進みます。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番を議題といたします。

担当、8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(中村 亨君)

8番、中村です。議案第4号の1番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇—〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積、平方メートルの順に申し上げます。木蓮寺踊場〇〇〇—〇、畑、1,190。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇。

12月23日に推進委員の法師さんとともに、〇〇さんから農地の状況等を確認してきました。〇〇さんは〇〇〇と〇〇〇に1万4,600平米の土地を所有し、〇〇〇を営みながら、畑では〇〇〇〇〇〇でツツジ、ユキヤナギ等の苗木を生産し、田んぼでは米を学

校給食に販売している〇〇〇〇です。農作業には〇〇〇と〇〇の〇〇さん、〇〇歳の2人が従事しております。農用機械はトラクター1台、普通トラック2台、軽トラック2台などを保有しております。今回の申請地は、茶どころ通りの南側で圏央道との間にあり、農地に囲まれた場所で、現在は作付はされていませんが、管理されておりました。〇〇さんのお宅から申請地までは、車で8分、3キロぐらいです。特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、法師励委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（法師 励君）

何もありません。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、9番、池谷昭二委員、説明をお願いします。

○農業委員9番（池谷昭二君）

9番、池谷です。議案第4号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に読み上げます。西三ツ木桂ノ里〇〇〇一〇、畑、1, 320、向ヶ岡〇〇〇一〇、畑、785、同じく〇〇〇一〇、畑、806、同じく〇〇〇一〇、畑、888、計3, 799平方メートル。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

先日、12月21日に太間推進委員さんと現地を確認してきました。申請地、〇〇〇〇〇〇〇一〇は、みつぎ台公園の南側にあります。他の3筆は金子公民館の南側にあり、全ての畑は茶畑であり、適正に管理されておりました。耕作は、〇〇と〇〇〇の2名で行われております。農機具については、トラック、耕運機、茶刈り機等全て所有しております。なお、〇〇〇製茶工場を経営しております、特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

特に問題ないと思われしますので、よろしくようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、1番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員1番（加藤敏夫君）

1番、加藤です。議案第4号の3についてご説明いたします。

当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。新光〇〇〇一〇、畑、3,846、同じく新光〇〇〇、原野、99平米、合計3,945平米。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

先日、12月19日に宮岡推進委員と現地調査をしてまいりました。場所は新光の帝都

ゴムから東に約200メートル行ったところなのですけれども、ぶしニュータウンの一角でございます。畑は〇〇〇〇〇になっておりまして、見た限りでは、一応畑のほうはきれいに管理されております。一部茶園もございます。現在、この〇〇さんですけれども、〇〇〇〇〇〇ということによって〇〇〇〇〇〇ございまして、〇〇さんが畑のほうの管理はしております。あと所有農業用機械について見てまいりましたけれども、トラクター1台、耕運機、普通トラック1台、軽トラックということによって所有しております。今後引き続き農業経営を行うことについて問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

特に問題ないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありました。今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について、1番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番（久保田 勝君）

6番、久保田勝です。1番についてご説明申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇—〇—〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇—〇—〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。上小谷田2丁目〇〇〇〇—〇、畑、1，141。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支

払方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年1月1日から令和4年12月31日。なし、なし。摘要、更新です。

22日に貫井推進委員と現地確認と、〇〇〇〇さんから話を伺ってまいりました。申請地は、国道299号線の上小谷田の山田うどんから北に約1キロメートルほど行ったところの圏央道の側道の脇になります。〇〇さんのお宅からは車で二、三分の距離になり、北側も〇〇さんの農地になっております。家族構成について申し上げます。本人、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇、〇〇、〇〇さん、〇〇歳、〇〇、あと〇〇と〇〇の5人家族です。

次に、経営の状況についてご説明申し上げます。〇〇さんのお宅は野菜栽培を主体とした専業農家で、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんとで農業に励んでおります。ネギ、ブロッコリー、白菜、タマネギなどを栽培され、市内のスーパー、学校給食に提供しています。所有する農機具は、トラクター2台、耕運機7台、軽トラック3台、動噴等一式そろっており、申請地には現在ニンジン、ハウレンソウが作付されてありました。次はタマネギ、ブロッコリーを作付する予定とのことでした。借受人として耕作に従事し、また意欲もあるので、利用権の設定に問題はないかと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、貫井典扶委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

久保田委員の説明のとおり、特に問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第5号の1番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

久保田委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は170アールであり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から4番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番から4番までを一括議題といたします。

担当、8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(中村 亨君)

8番、中村です。議案第5号の2番、3番、4番についてご説明申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積、平方メートルの順に申し上げます。木蓮寺谷ノ上〇〇〇、畑、831、同じく谷ノ上〇〇〇、畑、1,600、計2,431。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年1月8日から令和12年1月7日。なし、なし。摘要、更新。

続きまして、3番です。当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、外1名。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積、平方メート

ルの順に申し上げます。木蓮寺大久保〇〇〇、畑、1, 626。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年1月8日から令和12年1月7日。なし、なし。摘要、更新。

4番、当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、外1名。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。木蓮寺登戸〇〇〇、畑、192、同じく出口〇〇〇一〇、田、192、南峯東桜畑〇〇〇一〇、畑、1, 358、計1, 742。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年1月8日から令和12年1月7日。なし、なし。摘要、更新。

12月23日に〇〇さんから話を聞き、推進委員の法師さんとともに木蓮寺地区にある5筆と南峯地区の1筆の農地の状況を確認してきました。〇〇さんは各種の野菜を栽培し、スーパー5店舗で販売している専業農家です。家族は6名で、農業従事者は〇〇〇と〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の計7人です。農用機械もトラクター5台、耕運機7台、軽トラック3台などを保有しています。申請地の6筆の農地については管理された状態であり、今後野菜畑として耕作していくのに問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、法師励委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（法師 励君）

何もありません。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案5号の2番から4番は、〇〇〇の使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

中村委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は312アールであり、その農地を全て耕作しており、また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明でしたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、岩田茂農地利用最適化推進委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いします。

(農地利用最適化推進委員 岩田 茂委員退席)

○議長

担当、11番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員11番(吉川光彦君)

11番、吉川です。議案第5号、5番について説明いたします。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。利用権を設定する土地、宮寺、字金井沢、地番〇〇、地目、畑、面積、5,061平方メートル。設定する利用権、利用権種類、賃借権、内容、茶畑、設定期間、令和2年1月1日から令和11年12月31日。借賃、3万5,427円。支払方法、現金。摘要、新規であります。

お手元に〇〇〇〇〇〇の概要がありますので、これを説明の概要とさせていただきたいと思いますが、ごらんいただきたいと思います。法人名、〇〇〇〇〇〇、所在地、〇〇〇〇〇

○。設立、○○○○○○○○○○、資本金○○○○○○、代表取締役、○○○、圃場管理者、○○○、従事日数300日。○○○○○○○○に設立した市内に本社を置く法人である。代表取締役を務める○○氏の世帯では、市内で自作地1万8,507平方メートル、借り入れ地6,053平方メートルの合計2万4,560平米の農地において、葉物等の野菜やお茶を栽培していたが、法人設立に伴い、自作地の一部を法人で借り受けることとしたため、今回の申し出に至った。

当法人は野菜栽培を主とした経営を行う予定であり、農業従事者は役員2名、○○○ともう1名は○○○でありまして、のほか今後○○○○○○を雇用する計画である。耕運機等の農機具の保管については、代表取締役である○○氏の自宅を引き続き利用する予定である。なお、現在○○○○○○○○が農業経営改善計画の認定、認定農業者の認定を平成28年から令和3年までの5年間受けているが、法人としても2年度から農業経営改善計画の認定、認定農業者の認定を受ける方向で検討していますと。

利用権設定申し出に当たり、申請地の営農計画は、茶樹が植えてあることから、当面は茶の栽培を行って市内製茶農家へ茶葉をおろす予定である。法人の経営規模拡大が必要になったときは、お茶から葉物野菜等の作付への転換、切りかえを行い、収益の安定を図る予定であるということであります。

概要おわかりいただけたと思いますが、農業経営のほかに○○○○○○○では、新規就農者に対する就農支援あるいは貸し農園の運営など非常に幅広い営農を展開されています。栽培作物は、トマト、ネギ、枝豆、ブロッコリー、キャベツ、ニンジン等々、販路は地元スーパー、JA等であります。所有する農機具は、トラクター2台、軽トラ3台、ネギスコッパー2台、ラジコン動噴1台、定植機1台等々で、必要な機材は十分にそろっています。お茶に関しては、取締役である○○○さん所有の茶の乗用摘採機械、茶の管理機械等を借用して適正に管理していくとのことでございます。

本件につきましては、12月21日、田嶋推進委員さんと現地確認をいたし、利用権の設定に何ら問題ないことを確認しております。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、田嶋正明委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたら

お願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

吉川委員の言うとおりでございます。特に問題ございません。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第5号の5番については、賃借による新規の利用権設定でございます。利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付し借り受けるものでございます。

当法人が今回新たに借り受ける農地は5,061平米で、その農地を含めた経営面積は50アールとなります。農作業従事日数は150日以上となっております。

ただいま吉川委員さんから説明がありましたとおり、本案件は農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件である、農地全てを効率的に耕作すること、法人である場合は、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は賃借を解除する旨の条件が定められていることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

異議ではないのですけれども、この文章の真ん中辺に「○○○○○○○○○○」と書いてありますけれども、これはミスプリントだよね。

○農業委員11番（吉川光彦君）

法人ではないですね。

○事務局

○○○○○○の代表取締役は○○○○。

○議長

○○○○ですね。

○事務局

はい。

○議長

こっちは、これも代表取締役。

○事務局

代表取締役は○○○○○○○○さん。

○議長

ですよ。ミスプリントだな。

○事務局

代表取締役○○○ので、○○○さんという形になります。「○○」というのが要らないのかもしれないですね。「○○」というのが、○○○○○○○○は○○○さんになりますので、「○○」というのが、そうかもしれないですね。「○○」と書いてあるのが要らないということですね。

○議長

今の○○○○○○は、○○○○○○が代表取締役ですよ。その辺ちょっとややこしいかなと思って。

○事務局

文章が読み方によってはちょっとありますね。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

○○○名義の法人は多分ない。

○事務局

ないです。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

だから、○○○○さん名義の新たな○○○○○○で、代取は○○○。

○事務局

ここに代表取締役である〇〇〇〇〇〇がと書けばいいですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇みたいに多分書いてしまったので。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

〇〇〇〇が、そういうことか。

○事務局

〇〇〇〇のお名前が入ればよかったです。

○議長

どうも失礼しました。

それでは、ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで岩田茂農地利用最適化推進委員の退席を解除いたします。

（農地利用最適化推進委員 岩田 茂委員復席）

○議長

時間が1時間半ほどやってきたのですけれども、この後結構面倒というか、よく話し合わなくてはいけない問題があるもので、10分ほど休憩をとりまして、今45分ですから、55分から再開いたしたいと思います。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時45分

○議長

会議を再開します。

再開 午前10時55分

○議長

それでは、報告事項に入ります。

初めに、報告第1号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、「入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

別紙1の資料のほうを1枚めくったページのほうをごらんいただければと思います。

現在、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は、月額報酬として、会長が5万2,000円、会長代理が4万3,000円、農業委員が3万9,600円、農地利用最適化推進委員が3万9,600円と、市の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」で定められており、その金額が支給されております。

改正案では、これらの月額報酬に加え、令和2年4月1日からは、国の農地利用最適化交付金を活用し、年額報酬として、農地等の利用の最適化の推進に係る活動の実績に応じて月額7,000円を超えない範囲内において予算で定める額を、活動を行った委員へ支給できるよう同条例の一部を改正するものでございます。

別紙1の一番最後、裏面のほうに新旧対照表がございますので、あわせてごらんいただければと思います。委員報酬のうち、月額報酬分は基本給に、年額報酬分は能率給に相当するものとお考えいただければと思います。年額報酬の予算財源は、国の農地利用最適化交付金を活用し、交付された額の全額を委員の年額報酬の財源とするものでございます。

国の交付金を活用するため、交付対象となる活動が定められております。活動対象は、主に次の3項目となっており、1点目が実質化された人・農地プランに係る活動、2点目が担い手への農地集積・集約化の推進活動、3点目が遊休農地の発生防止・解消活動が交付対象となっております。これらの農地等の利用の最適化の推進に係る活動の実績に対し、農地利用最適化交付金が交付されるものとなっております。

また、各委員の農地等の利用の最適化の推進に係る活動の実績把握については、今年度4月から、委員の皆さんより委員活動記録簿の提出をお願いしておりますが、条例改正に伴いまして、来年の4月からは農地利用最適化交付金のパンフレット、これも先ほどの資料、別紙1につけさせていただいておりますが、そのパンフレットの裏面にある活動記録簿を提出していただくことで、委員の皆さんの活動実績を把握いたします。

年額報酬の支給時期は、令和2年度末を予定しております。

なお、条例改正案及び予算案は、来年3月の議案として上程される予定となっております。

以上が報告1号の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

関係ないかもしれないのですが、〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇をしょっているのではないですか。〇〇〇〇名義ですけれども。法人は農業委員になれるのでしたっけ。

○事務局

法人の代表とか……

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

代表で個人ですか。さっきの例えば〇〇〇〇〇〇〇〇さんが農業委員のときは、〇〇〇〇〇〇の肩書きが外れるのですか。

○事務局

法人の代表の方も、そういう農地所有適格法人の代表の方というのは、たしかあったと思います。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

集積化とか非常に重たいテーマでやる場合、個人営農の限界をすごく感じるわけです。やっぱりそこは逆転して法人化が必要で、法人だったらこういう趣旨の活動に参入できるという可能性が高くなるのではないか思うのです。

○議長

うちも法人でやっていますけれども、〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇いて、あと〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇延べだといいますけれども、要するに法人にするのにも、地方では農家が 5 人、6 人、7 人、8 人集まって法人になっていますけれども、個人の法人ではかなり限界がありますよね。ですから、個人での法人はちょっと厳しいかなと。大勢経営体が集まった法人でしたらいいと思うのですけれども。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

集落営農も基本的には法人なのですかね。

○議長

ですね。全部なっているかどうかちょっとわからない。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

もうちょっと研究してみます。

○議長

ほかに何か。今のあれについてはどうですか。今までよりもっと細かくメモをとるようになるかなど。

○事務局

こちらのほう、今までと月額報酬は変わらないのですが、年額報酬として皆さんが活動した場合について、そちらのほうを支給させていただく。年間まとめてになりますが、そちらのほうの国の交付金を受けてやるものになりますので、その根拠となるものがどうしてもやはり必要ということで、4月からつけていただいたものではどうも対応できないということで、全国農業会議所のほうがつくったパンフレットの裏面のほうにある農業委員会の活動記録簿というもの、こういう形のものでないともうだめなようなのです。ですので、4月からはこういった形で細かいという形なのですが、もともとのフォーマットはできておりますので、日付ですとか、何をやったというところに丸をつけるとか、そういう話ですので、毎日つけるのが大変かもしれませんが、メモで例えばカレンダーとかに残しておいて、後でまとめてつけるとかという方法もございますので、そちらのほうはよろしく願いできればと思います。

以上でございます。

○議長

私は集計を見ていないので、よくわからないのですが、かなり活動されている人もいると思うのですが、それは幾ら活動しても7,000円。

○事務局

月額7,000円というのが上限額となりますので、その農業委員会によって5,000円、6,000円、7,000円というのがありまして、現状ですと今入間市の場合ですと、5,000円しか多分恐らく出ないということで、予算のほうは5,000円のほうで見えております。ただ、条例上は7,000円の活動をするような場合があるかもしれないので、7,000円ということで書かせていただいております。

○農業委員11番（吉川光彦君）

その金額の査定は誰がするのですか。

○事務局

金額の査定は……

○農業委員11番（吉川光彦君）

会長。

○事務局

会長というか、国のほうの交付金の要綱の中に農地集積・集約化のための活動が、こういった場合であれば7,000円だとかと決まっています。それが私どもの報酬だと5,000円になるのかなということで、予算のほうもそれで上げさせていただいています。まだ、ただ3月の議会が通らないと、こちらのほうが……

○農業委員11番（吉川光彦君）

活動内容で金額がおのずと決まってくるみたいなの。

○議長

それは、あくまでも個人の活動内容。こちらが余っていたら、こっちにやってしまうというわけにいかないの。

○事務局

いけません。月額、例えば加藤会長が今月は活動して、次の月は活動しなかったら、今月だけは出ますけれども、来月は出ないと、そういう形です。

○議長

これは、さっき言っていたのは4月からということですか。

○事務局

そうです。市議会のほうの議案が通りましたらのお話なのですから、4月……。

○議長

それで、活動と成果と。この成果はある程度わかるのだけれども、活動の内容がよくわからない、この文章を見ても。

○事務局

活動の内容につきましては、主に3点ほどございまして、実質化された人・農地プランに係る活動というのが1つと、あと担い手への農地集積・集約化の推進活動というものと、それと遊休農地の発生防止・解消活動が一応交付対象となっております。詳しくは、要綱のほうに書いてあるものに該当するかしらないかによりまして違いますので、例えば遊休農地の発生防止・解消活動ということであれば、農地の利用状況調査というのが年に2回やっていて、それは該当すると思います。それで、そのほかに遊休農地所有者に対する相談活動等というのがその辺の活動、例えば遊休農地の方に働きかけて刈るように言ったりとか、それはだか

ら遊休農地といっても、利用状況調査でいつも通知を出さなくてはならない大変なところの方に対してのものだと思います。

あと、実質化された人・農地プランに係る活動というのは、こちらの実質化された人・農地プラン策定のため、または実質化された人・農地プランを踏まえた農地集積・集約化のための行う行動ということになって、だから人・農地プランのほうは農業振興課のほうになっておりますので、そちらのほうの絡み等も出てきますので、何とも言えないという形になります。

それと、担い手への農地集積・集約化の推進活動については、人・農地プランのほうを除いた農地集積・集約化のための農地の出し手、受け手、その調整活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、その他農地利用最適化に必要な活動ということで、ある程度働きかけをしたりとか、そういう形をしないと該当しないのかなとは思いますが、ただ、そちらのほうも一応要綱上は対象となる活動というのは記載はあるのですけれども、皆さんに書いていただいたものが該当するかしらないかというのは、事務局のほうで判断させていただければと思います。

以上でございます。

○議長

活動を始めて、例えば1月、2月を通して、3月になってやっと成果が出たと。話が決まったと。1月も2月も3月もお金が出るわけ。

○事務局

例えば1月にそういうふうな働きかけをして、2月もした、3月もしたといえ、その月は該当にはなりますが、交付金なものですから、大概年でやっていますので、12月末で締め切るような形になりますので、1、2、3は場合によってはその辺が拾い切れない可能性もあります。

○議長

成果が出なくても、出てしまう可能性もある。

○事務局

今回予算のほうで見積もらせていただいているのが、こちらのパンフレットのほうで言うところの実績のほうだけなのです。成果のほうは予算をとっていなくて、実績なので、結果が出なくても働きかけをすればということで判断をさせていただきますので。

○議長

ほかに何かご質問ありましたら、いいですか。

(はい。の声)

○議長

では、次に行きます。

次も報告なのです。農地法第3条の3第1項の規定による届出については2件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については10件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第2号、第3号及び第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了しましたので、委員会を閉会し、協議会に切りかえます。

閉会 午前11時09分